

# インターネット上の著作権侵害と対応策

—最近の海賊版サイトに対する緊急対策に関連して—

元大阪大学大学院経済学研究科講師 西口 博之



## 要 約

最近インターネットの普及による著作権侵害が増加しており、漫画やアニメを著作権者に無断で掲載するインターネット上の「海賊版サイト」が問題となっている。

政府は、漫画やアニメを著作権者に無断でインターネット上の「海賊版サイト」への接続を強制的に遮断するための措置に乗り出したが、一方でこの遮断措置は、憲法の保障する「通信の秘密」に抵触する可能性もあり、賛否両論で将来訴訟合戦の様すら呈している。

本稿では、インターネット上での海賊版サイトによる著作権侵害の実態、それに対する政府の対応策等について論じるものである。

## 目次

- I. はじめに
- II. インターネット上の海賊版サイトによる侵害
  - 1. 模倣品・海賊版による被害
  - 2. インターネットによる被害
- III. 海賊版リーチサイトと著作権侵害
  - 1. リーチサイトと海賊版
  - 2. リーチサイトによる著作権侵害
- IV. 海賊版リーチサイトへの対応策
  - 1. 政府の緊急対策
  - 2. 緊急対策の法的問題
- V. 今後の課題
- VI. おわりに

## I. はじめに

最近の海賊版サイトに対する政府の緊急対策については、ネット業界や法学者からの賛否両論が対立している。

その政府の緊急対策の中心となっているのが、悪質な海賊版サイトへの接受遮断（ブロッキング）であるが、そのブロッキングが「通信の秘密」に係る検閲の懸念に繋がるか、或いは著作権の保護のための緊急避難であるか等が論点である。

本稿では、最近のネット上での海賊版サイトによる著作権侵害の状況と、これに対する保護策としての我が国政府の緊急対応策に関して論じるものである。

## II. インターネット上の海賊版サイトによる侵害

### 1. 模倣品・海賊版による被害

#### (1) 偽造品並びに模倣品・海賊版の定義

我が国の政府（偽造品対策室）による偽造品の意味合いは、偽造品以外に模倣品・模造品・偽ブランド品・海賊版・ニセモノ等と呼ばれる知的財産侵害品を総称するものである。

そのうち、「模倣品」とは、特許権・実用新案権・意匠権・商標権を侵害する製品、「海賊版」とは、著作権・著作隣接権を侵害する製品と説明されている<sup>(1)</sup>。

前者は、例えば有名ブランドのマークを真似たマークを付けたバック等、後者は日本のアニメーションが海外において無断で複製され販売されること等がその典型例である。

これらの模倣品・海賊版の日本国内への流入に対しては、関税定率法（平成18年以降は関税法にて規定）等で法的に水際での取り締まり強化策が講じられてきた。

然し、昨今個人輸入を悪用したケースとか、インターネット上の模倣品や海賊版の取引・流通に問題を残している<sup>(2)</sup>。

#### (2) 最近の侵害状況とその保護

平成29年4月4日公表された政府の知的財産戦略本部・第4回検討・評価・企画委員会による「模倣品・海賊版の対策の現状と課題」によると、2016年4月18日付けOECDプレスリリースで、世界の模倣品・海賊版の流通総額は、2013年は総額で、約4,600億ドル

(約 50 兆円) で、世界貿易総額の約 2.5% に相当する<sup>(3)</sup>。

また、同年 2 月に公表された国際商工会議所の BASCAP (Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy: 模倣品・海賊版防止対策) 及び国際商標協会 (INTA : The International Trade Mark Association) の今後の予想額として、2022 年には、2 倍以上 (9910 億ドル) となるとのことである。

一方、我が国においても、特許庁のアンケート調査からの推計では、模倣被害総額は、1,028 億円、模倣被害率は 21.9% である。

また、その模倣被害を受けた企業のうち、インターネットによる被害は、2012 年以降に急増している<sup>(4)</sup>。

以上の様な模倣品・海賊版による知的財産権の侵害行為の防止・保護体制としては、条約等国外に係るものと国内法によるものがある。

国内法としては、上述通り知的財産権に係る法律 (特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等) ならびに不正競争防止法が適用されることになる。

一方、国際条約としては、WTO/世界貿易機関設立協定の付属書である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Agreement on Trade-Related Aspect of Intellectual Property Rights: TRIPS 協定) がある。

更に、この協定を上回る水準の保護やエンフォースメント (執行) の強化に関する定めを Economical Partnership Agreement (EPA) とか自由貿易 (Free Trade Agreement: FTA) の中に盛り込む動きが加速してきた。

また、知的財産権の侵害行為に対する執行手続きの規制に主眼を置いた条約で、民事上及び刑事上の執行手続きや罰則、国境における措置、デジタル環境下における侵害行為に対する措置等に関する規定が設けられたのが ACTA である<sup>(5)</sup>。

ACTA (Anti-Counterfeiting Trade Agreement) は、知的財産権の侵害、とりわけ模倣品・海賊版の拡散が正当な貿易及び世界経済の持続的発展を阻止するとの認識のもと、有効かつ効果的な知的財産権のエンフォースメント措置及び国際的な枠組みの構築により、模倣品・海賊版の拡散防止を企画した多数国間条約である。

この ACTA の特徴の一つとして、著しく増加するインターネット上での知的財産侵害への対策として、「デジタル環境における知的財産権のエンフォースメ

ント」を新たに設けて、デジタル環境下において生じる侵害を特化した章を置いている (第 27 条)。

## 2. インターネットによる被害

我が国におけるインターネット上の侵害サイトの状況は、2017 年上半期のデータによれば、映画やアニメ等の映像コンテンツに係る違法配信サイトを中心に、漫画や音楽に係るものを含めて、侵害サイトへのアクセス状況は、そのアクセス先の内訳として 41% がリーチサイト、33% がポステイングサイト、26% が P2P サイトと、インターネット利用者の 4 人に一人が、侵害サイト、アプリヘデスクトップにアクセスしている<sup>(6)</sup>。

更に、日本のコンテンツ (映画・アニメ・放送・音楽・漫画の 5 ジャンル) の海外における被害状況が、2014 年の収入金額が 1234 億円に対して、海賊版による被害が 2888 億円に上がると推計されている。

## Ⅲ. 海賊版リーチサイトと著作権侵害

### 1. リーチサイトと海賊版<sup>(7)</sup>

リーチサイトの定義は、文化審議会著作権分科会の資料によれば、「別のサイトにアップロード等を掲載せずに他のサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供し、利用者を特定のサイトへ誘導することを目的としたサイト」等と説明されている。

リーチサイトには、大きく分けて①誘導型 (まとめ型: まとめサイト) と②検索 (支援型) の二つのタイプがあり、①は侵害コンテンツへのアクセスを容易にするための機能を持つリーチサイトである。また、この誘導型リーチサイトのリンク先としては、ストリーミング型とダウンロード型ストレージサイトとがある。

一方、②は動画共有サイト等に保存されているコンテンツをクロージングして情報を集める機能を有するサイトを言う。

このうち、誘導型いわゆるリーチサイトの登場人物と役割に関しては、次の様な段階を経て行われる。

①まず、直接侵害者が著作物等をアップロードして、②サイト運営者がそのリンク情報を掲載できるサイトを立ち上げる。③リンク提供者が、サイトに著作物等のリンク情報を掲載 (リーチサイトの形成)、④ユーザーがリーチサイトにアクセスすると

同時に、⑤ユーザーはリーチサイトに掲載されているリンク情報を利用してストレージサイトにアクセス、⑥ユーザーの求めに応じて著作物を送信、⑦著作物等を複製または視聴

## 2. リーチサイトによる著作権侵害<sup>(8)</sup>

近年、デジタル・ネットワークの進展に伴い、インターネット上において、音楽・アニメ・映画・漫画・ゲーム等のコンテンツが不正に流通し、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増している。

この様な状況下において、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導する他のウェブサイト（いわゆるリーチサイト）等を通じて行われる侵害コンテンツへの誘導行為が侵害コンテンツへのアクセスを容易にして著作権侵害を助長している。このようなインターネット上の海賊版の流通を助長させる行為は、著作権者が正規版を展開する上で大きな問題となっており、その対策についても検討されてきた。

我が国の著作権法上、リンク行為が著作権侵害に該当するか否かは明確でなく、従って差し止め請求権が認められるか否かも明確ではない。

また、プロバイダー責任制限法の運用上、権利者側の要請をうけてプロバイダーが削除する対象は、複製権や公衆送信権侵害等の直接的な著作権侵害コンテンツに事実上限られており、現行法においては、権利侵害性が明確となっていないリンク行為については、一般的にその対象となっていないと解されている。

## IV. 海賊版リーチサイトへの対応策

### 1. 政府の緊急対策

平成 30 年 4 月 13 日の内閣府の知財戦略本部・犯罪対策閣僚会議により「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（案）」が公表された。

#### (1) 悪質な海賊版サイトのブロッキング

サイトのブロッキングとは、インターネット利用者が、インターネット上のサイトやコンテンツにアクセスしようとする際、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）等が閲覧を強制的に遮断する措置である。

諸外国における導入例としては、2017 年 9 月現在世界 42 カ国で導入されている。その根拠法としては、

英国では著作権法（第 97 条の A）が、ドイツでは民法 823 条・1004 条に基づく間接侵害が適用されている。

我が国においても、現在の著作権者等の更なる権利侵害の拡大を食い止めるために、速やかに、特に悪質な海賊版サイトに対して、インターネット・サービス・プロバイダー等による閲覧防止措置（ブロッキング）を実施する環境を整備する。

ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮に侵害するとしても、侵害コンテンツの量、削除や侵害の検挙などの他の方法による権利の保護が不可能であること等の事情に照らして、緊急避難（刑法第 37 条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるとの判断である。

#### (2) ブロッキング対象ドメイン

一方、当面の対応策としては、法制度が整備されるまでの間の臨時的且つ緊急的な対策として、民間事業者による自主的取り組みとして特定のサイトに限定してのブロッキングがある。

そのブロッキングの実施については、以下の類型に従って、あくまで民間事業者による自主的な取り組みとして、民間主導による適切な管理体制のもとで実施されることが要求される。

##### ① 開設目的

当該ドメインに含まれるサイトの開設目的の全部または一部が、漫画・アニメ・映画等の著作物をインターネット上に流通させることにありと認められること。

##### ② 侵害コンテンツの数量

当該ドメインに含まれるサイトの中に、著作権者等を明白に侵害するコンテンツが相当数存在し、日本から相当数のアクセスがあること。

##### ③ 発信者の同一性

当該ドメイン内に複数のサイトがある場合には、各サイトの管理者が同一と看做されること。

##### ④ 他の実効的な代替手段の不存在

(i) 当該ドメインに含まれるサイトが、著作権者等の権利行使や削除要請に真摯に対応しない、(ii) 侵害者又は運営者が特定できず、権利行使や削除要請が困難である、(iii) 刑事訴追で起訴されてもサイトを閉鎖しない等、諸般の事情を総合的に考慮した上で、当該ドメインをブロッキングの対象とすることがやむを得ないと認められる場合

## 2. 緊急対策の法的問題

悪質な海賊版へのブロッキングに関しては、「通信の秘密」（憲法第21条第2項並びに電気通信事業法第4条第1項）と刑法上の問題としての「緊急避難」（刑法第37条）の問題がある。

政府の説明では、①著作権等の正当な利益を明白に侵害するコンテンツが相当数アップロードされた状況において、②削除や検挙等他の方法でその権利を実質的に保護することができず、③その手段及び運用が通信の秘密を必要以上に侵害するものではなく、④当該サイトによる著作権等の権利への侵害が極めて著しい等の事情に照らして、緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には違法性が阻却されるとされている。

この刑法第37条「緊急避難」の要件に関しては、原則として（i）現在の危機、（ii）補充性（やむを得ずにした行為であること）、（iii）法益権衡の3要件すべてを満たす場合にのみ認められるとされている。

### （i）現在の危機

\*特に「悪質な海賊版サイト」に関しては、「現在の危機」は現実として存在すること

\*月間で数千万人～1億人ものアクセスがあり、その殆どが日本からのものである悪質な海賊版サイトであれば、被害額は数百億円～数千億円に上がると推測され、この場合には著作権という財産の侵害行為が確実且つ深刻な状態で存在すること

### （ii）補充性

\*補充性（やむを得ずにした行為）とは、当該避難行為をする以外には他に方法が無く、かかる行為に出ることが条理上肯定し得る場合を言う（最高裁大法廷昭和24年5月18日判決・刑集3巻6号772頁）。

\*この点、権利者が、①特に悪質な海賊版サイト運営者への削除要請、②検索結果からの表示削除要請、③サーバー管理者・レジストラへの削除要請・閉鎖要請、④インターネット広告の出稿停止要請、⑤特に悪質な海賊サイトへの訴訟・告訴の対応策等、考えられるあらゆる対策をとったものの、当該サイト運営者側が、侵害サイトの匿名運営可能とするサービスを利用すること等によって運営者の特定が実質的に困難なケースなどのように、いずれの対策も実質的な効果が得られない場合には、著作権者等がこれら特に悪質な海賊サイトから、自身の権利を保護するためには、現状ブロッキング以外の手法が存在しないと考える余地があ

ること

### （iii）法益権衡

\*法益権衡とは、保護法益と被侵害法益を比較し、「前者が後者を越えない」ことを意味する。

\*特に、悪質な海賊サイトに関するブロッキングの場合、保護法益は著作権であり、被侵害法益としては、通信の秘密、サイト運営者の表現の自由及びユーザーの知る権利等の可能性が考えられる。

\*今回のブロッキングを巡る憲法上の問題については、憲法第21条2項の「検閲の禁止」に関連する判例等が見られないが、類似ケースとして2010年の児童ポルノ事件が参考となる。この児童ポルノ事件での議論では、「著作権侵害との関係では、著作権と言う財産に対する現在の危機が認められる可能性は有るものの、児童ポルノと同様に、当該サイトを閉鎖される状態に置かれることによって、直ちに重大且つ深刻な人格権侵害の蓋然性が生じるとは言い難い」とされている<sup>9)</sup>。

然しながら、2010年当時の議論が昨今の様な大量の著作物を無料公開し、現行法での対応が困難な特に悪質な海賊版サイトが出現する前の状況を前提としたものであり、現在の状況とは異なることに留意が必要である。

例えば、フランスの例として、児童ポルノサイトについての最近の判例で、著作権侵害サイトのブロッキングについて、行政機関に委任することは違憲としつつ、著作権法違反の付加刑として司法がネット接続禁止を言い渡すという法制度が採用されているようだが、納得が行き易い。

## V. 今後の課題

今回のインターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策の一環としての今後の法整備に関しては、一定の要求の下でISP事業者に対してブロッキングの請求を行うことができる規定の導入、海賊版サイトへのブロッキングが実効性のあるものとするための制度の整備、またリーチサイトを通じた侵害でコンテンツへの誘導行為について、著作権法上、「看做し侵害行為」等として法的措置が可能であることを目標とするための手当て等が検討される。

更に、「知財計画2017における対応の方向性」の中でも取り上げられている「オンライン広告への対応」がある。

このオンライン広告対策については、民間の検討体制の運用に対する支援等、具体的な対応を進めるとされている。昨今、米国でのネットの政治利用、米フェイスブックの情報流出事件等ネット広告に対する不信感が増えており、今回の海賊版サイト事件では、悪質サイトの横行の原因がネット広告であるとの見方もあり、今後法的規制の問題も含めて違法サイトへの広告規制の可能性が検討されることになるものと考えられる。

## Ⅵ. おわりに

今回の政府による海賊版サイトに対する緊急対策としての接続遮断（ブロッキング）に対しては、著作権者側とネット業界とで賛否両論で、そのなかで業界によるインターネット接続サービスを提供する側からNTTグループが海賊版サイトへ遮断へと踏み切ったこと、またそれを受けてブロッキングが法律違反であるとする訴えの提起等が注目を浴びている。

今後、この問題は司法の場等でも議論が進むものと思われるが、昨今世界が刻々とした変化を遂げ、それぞれの国の知的財産権法制を守るための動きが世界的に高まるなかで、その世界の動きに逆流するような動きにならない様に議論が進むことを望みたい。

## (注並びに参考文献)

- (1) 浜川今日子・柝尾多佳子「模倣品・海賊版対策の現状と課題」『調査と情報』第852号（2015年）1頁以下。
- (2) 加藤暁子「模倣品・海賊版の個人輸入・所持等に関する調査研究」『知財研紀要』2006年60頁以下。
- (3) 内閣府知的財産戦略推進事務局平成29年4月4日「第4回検証・評価・企画委員会 模倣品・海賊版対策の現状と課題」（資料4）参照。
- (4) 平成29年6月23日政府模倣品・海賊版対策総合窓口「2017年度模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告概要」参照。政府の窓口が受ける相談件数では、2016年のインターネットによる関連の相談情報の割合の全体の64%を占めるとされている。
- (5) 山本信平・近藤直生「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」『特許研究』第51号（2011年）39頁以下。
- (6) 平成30年2月16日内閣府知的財産戦略本部資料4・木下昌彦「著作権侵害サイトのブロッキングを巡る憲法上の問題について」参照。
- (7) 安田和史「リーチサイトの運営者にかかる著作権侵害の責任に関する考察」『知財ジャーナル2014』57頁以下。
- (8) 文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会資料「平成29年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について（案）」参照。
- (9) 平成30年4月13日知的財産戦略本部・犯罪対策関係会議資料1-2「インターネット」上の海賊版サイトに対する緊急対策（案）」5頁以下参照。

（原稿受領 2018. 5. 10）